

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年6月23日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和2年4月2日（木）午前9時53分頃、周南市大字櫛ヶ浜の市道南浜線において、こども・福祉部あんしん子育て室職員が訪問先確認のため公用車を後退した際、後方に停車中の相手方車両に接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥122,342-

2 専決処分の年月日

令和2年5月12日